

別記2

令和6年度（2024年度）道立特別支援学校（高等部）入学者募集要項

この要項は、令和6年度（2024年度）の道立特別支援学校の高等部の入学者の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募集人員等

(1) 募集人員

ア 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道札幌視覚支援学校	普通科	25人（うち重複障害学級9人）

イ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道高等聾学校	普通科	14人（うち重複障害学級6人）
	産業技術科	8人
	生活情報科	8人
	クリーニング科	8人

ウ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道夕張高等養護学校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
北海道美唄養護学校	普通科	25人（うち重複障害学級6人、訪問教育学級3人）
北海道南幌養護学校	普通科	30人（うち重複障害学級6人）
北海道雨竜高等養護学校	農業科	8人
	生産技術科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
北海道札幌養護学校 白桜高等学園	普通科	60人（うち重複障害学級9人、訪問教育学級3人）
北海道札幌養護学校 共栄分校	普通科	14人（うち重複障害学級6人）
北海道星置養護学校 ほしみ高等学園	普通科	50人（うち重複障害学級15人、訪問教育学級3人）
北海道札幌高等養護学校	農業科	8人
	窯業科	16人
	木工科	16人
	家庭総合科	8人
	クリーニング科	8人
北海道札幌稲穂高等支援学校	生産技術科	8人
	木工科	8人
	環境・流通サポート科	8人
	家庭総合科	8人
北海道札幌伏見支援学校 もなみ学園分校	普通科	30人（うち重複障害学級6人）
北海道札幌あいの里高等支援学校	普通科	19人（うち重複障害学級3人）
	普通科	24人
	生産技術科	8人
	環境・流通サポート科	8人
	被服デザイン科	8人
	食品デザイン科	8人
	福祉サービス科	8人
北海道千歳高等支援学校	生産技術科	8人
	環境・流通サポート科	16人
	生産技術科	8人

北海道白樺高等養護学校	窯業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	家庭総合科	8人
	クリーニング科	8人
北海道新篠津高等養護学校	園芸科	8人
	生産技術科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	家庭総合科	8人
北海道小樽高等支援学校	クリーニング科	8人
	生産技術科	8人
	木工科	8人
	環境・流通サポート科	16人
	家庭総合科	8人
北海道余市養護学校	福祉サービス科	16人
	普通科	25人 (うち重複障害学級6人、訪問教育学級3人)
	しりべし学園分校	普通科 11人 (うち重複障害学級3人)
	北海道室蘭養護学校	普通科 33人 (うち重複障害学級6人、訪問教育学級3人)
北海道伊達高等養護学校	普通科	8人
	農業科	8人
	園芸科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
北海道平取養護学校	家庭総合科	8人
	普通科	30人 (うち重複障害学級3人、訪問教育学級3人)
北海道函館高等支援学校	静内ハコテカリの園分校	普通科 19人 (うち重複障害学級3人)
	普通科	8人
	生産技術科	8人
	食品デザイン科	8人
北海道北斗高等支援学校	福祉デザイン科	8人
	環境・流通サポート科	8人
	福祉サービス科	8人
北海道七飯養護学校	普通科	33人 (うち重複障害学級6人、訪問教育学級3人)
	おしま学園分校	普通科 11人 (うち重複障害学級3人)
北海道今金高等養護学校	農業科	8人
	窯業科	8人
	家庭総合科	8人
北海道旭川高等支援学校	普通科	8人
	生産技術科	8人
	環境・流通サポート科	8人
	福祉サービス科	8人
北海道鷹栖養護学校	普通科	22人 (うち重複障害学級6人)
北海道東川養護学校	普通科	30人 (うち重複障害学級3人、訪問教育学級3人)
北海道美深高等養護学校	農業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	被服デザイン科	8人

	食品デザイン科	8人
あ い べ つ 校	産業総合科	16人
北海道小平高等養護学校	窯業科	8人
	木工科	8人
北海道稚内養護学校	普通科	14人 (うち重複障害学級3人、訪問教育学級3人)
北海道北見支援学校	普通科	33人 (うち重複障害学級6人、訪問教育学級3人)
北海道紋別養護学校	普通科	14人 (うち重複障害学級3人、訪問教育学級3人)
ひまわり学園分校	普通科	11人 (うち重複障害学級3人)
北海道紋別高等養護学校	普通科	8人
	園芸科	8人
	木工科	8人
	家庭総合科	8人
北海道帯広養護学校	普通科	36人 (うち重複障害学級9人、訪問教育学級3人)
北海道新得高等支援学校	木工科	8人
	家庭総合科	8人
北海道中札内高等養護学校	普通科	8人
	農業科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	工業科	8人
	家庭総合科	8人
幕別分校	産業総合科	16人
北海道釧路養護学校	普通科	41人 (うち重複障害学級6人、訪問教育学級3人)
北海道釧路鶴野支援学校	普通科	8人
	生産技術科	8人
	情報ものづくり科	8人
	環境・流通サポート科	8人
	食品デザイン科	8人
	福祉サービス科	8人
北海道中標津支援学校	普通科	11人 (うち重複障害学級3人)
	園芸科	8人
	窯業科	8人
	木工科	8人
	家庭総合科	8人

エ 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	学 科	募 集 人 員
北海道岩見沢高等養護学校	普通科	8人
	工業科	24人
	商業科	
	生活科学科	
北海道真駒内養護学校	普通科	18人 (重複障害学級15人、訪問教育学級3人)
北海道手稲養護学校	普通科	9人 (重複障害学級6人、訪問教育学級3人)
北海道拓北養護学校	普通科	12人 (重複障害学級9人、訪問教育学級3人)
北海道函館養護学校	普通科	12人 (重複障害学級9人、訪問教育学級3人)
北海道旭川養護学校	普通科	18人 (重複障害学級6人、訪問教育学級12人)

北海道網走養護学校	普通科	12人（重複障害学級9人、 訪問教育学級3人）
-----------	-----	----------------------------

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校名	学科	募集人員
北海道手稲養護学校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）
三角山分校	普通科	11人（うち重複障害学級3人）

(注) ウからオまでに掲げる特別支援学校高等部に設置する普通科（訪問教育学級）の募集人員は、特別支援学校中学部の訪問教育学級に在籍している生徒で令和6年（2024年）3月末日までに卒業見込みの者（以下「現年度卒業生」という。）に係る募集人員である。ただし、令和5年（2023年）3月末日以前に特別支援学校中学部の訪問教育学級を卒業した者に係る募集人員は、各特別支援学校の高等部に設置する普通科（訪問教育学級）における現年度卒業生の進学希望者数に現に特別支援学校高等部に設置する普通科（訪問教育学級）の第1学年又は第2学年に在籍する生徒のうち進級予定者数を加えた合計数（以下「合計在籍予定者数」という。）に応じて編制される学級の数に3を乗じた数から、合計在籍予定者数を差し引いた数とする。

(2) 出願できる学校は、1校とする。

(3) 北海道高等聾学校又は北海道岩見沢高等養護学校に出願しようとする場合は、順位を付した上で、志望する学校に設置されている全ての学科に出願することができる。

(4) (1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のうち、普通科のみを設置する学校に出願しようとする場合は、志望する学級（普通学級、重複障害学級又は訪問教育学級）を1つ選択し、出願するものとする。

(5) (1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校のうち、普通科以外の学科（以下「職業学科」という。）を設置する学校（北海道中標津支援学校を除く。）に出願しようとする場合は、順位を付した上で、志望する学校に設置されている全ての学科に出願することができる。

(6) 北海道中標津支援学校の職業学科に出願しようとする場合は、順位を付した上で、志望する職業学科に出願することができる。ただし、職業学科と普通科の併願はできないものとする。

2 出願資格

次に該当する者で、かつ、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第82条において準用する同法第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

ア 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者（令和6年（2024年）3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和6年（2024年）3月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）

ウ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

エ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和6年（2024年）3月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）

オ 文部科学大臣の指定した者

カ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

キ その他出願先の特別支援学校長（以下「出願先の校長」という。）が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

- (2) 特別支援学校高等部の普通科（訪問教育学級）に出願する者にあつては、原則として特別支援学校中学部の訪問教育学級に在籍している生徒で令和6年（2024年）3月末日までに卒業する見込みの者及び令和5年（2023年）3月末日以前に特別支援学校中学部の訪問教育学級を卒業した者
- (3) 北海道手稲養護学校三角山分校に出願する者にあつては、原則として独立行政法人国立病院機構北海道医療センター（神経筋／成育センターに限る。）に入院している者
- (4) 北海道手稲養護学校に出願する者にあつては、原則として北海道立子ども総合医療・療育センターに、北海道旭川養護学校に出願する者にあつては、原則として北海道立旭川子ども総合療育センターに入所している者
- (5) 北海道札幌養護学校共栄分校、北海道札幌伏見支援学校もなみ学園分校、北海道余市養護学校しりべし学園分校、北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校、北海道七飯養護学校おしま学園分校及び北海道紋別養護学校ひまわり学園分校に出願する者にあつては、原則として当該特別支援学校分校中学部を卒業した者（令和6年（2024年）3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 北海道中標津支援学校の普通科に出願する者にあつては、原則として当該特別支援学校中学部を卒業した者（令和6年（2024年）3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）

3 出願手続

(1) 出願者の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した（修了した場合を含む。）特別支援学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長（以下「在学学校等の校長」という。）を経由して、出願先の校長に提出すること。ただし、2の(1)のウからキまでのいずれかに該当する場合は、直接出願先の校長に提出すること。

なお、出願に必要な書類の請求は、直接出願先の校長に対して行うこと。郵送を希望する場合は、郵送料は請求者の負担とするが、請求部数や出願先の校長が定める書類により郵送料が異なるので、あらかじめ出願先の特別支援学校に確認の上、所要の郵送料に相当する金額の切手を送付すること。

ア 入学願書

北海道立特別支援学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第5号）第16条に規定する入学願書（同規則別記第3号様式の2）

イ 写真

令和5年（2023年）10月1日以降に上半身を正面から撮影した写真（縦4cm、横3cm）を、出願先の校長が定める様式に貼り付けること。

ウ その他

出願先の校長が必要と認めるもの

(2) 在学学校等の校長の手続

在学学校等の校長は、出願先の校長に出願者の入学願書、写真等を送付するときは、併せて、出願先の校長の定める個人調査書を作成し、提出すること。

(3) 出願先の校長の手続

出願先の校長は、入学願書を受け付けたときは、4の出願の受付期間（1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあつては、5の(1)の出願変更の受付期間）の経過後、速やかに受検票を作成し、在学学校等の校長を経由して、出願者に交付すること。ただし、出願者が2の(1)のウからキまでのいずれかに該当する場合は、直接当該出願者に交付すること。

4 出願の受付期間

令和6年（2024年）1月5日（金）から同月19日（金）正午までとする。ただし、1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校への出願の受付期間は、令和6年（2024年）1月5日（金）から同月12日（金）正午までとする。

5 出願変更

1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校へ出願した者は、同一障害種の学校に出願先を変更することができる。

(1) 出願変更の受付期間

令和6年(2024年)1月15日(月)から同月19日(金)正午までとする。

(2) 出願変更の手続

ア 出願の変更をしようとする出願者は、在学学校等の校長を経由して当初の出願先の校長に出願変更届(別記様式)及び3の(1)のウに定める変更後の出願先の校長が必要と認めるものを提出すること。ただし、2の(1)のウからキまでのいずれかに該当する場合は、直接当初の出願先の校長に提出すること。

イ 出願変更届を受け付けた当初の出願先の校長は、変更後の出願先の校長に出願書類を送付すること。

(3) 出願変更における学科又は学級の志望

出願変更先の学校において志望する学科又は学級については、1の(4)又は(5)の定めに基づいて取り扱う。

(4) 出願状況の発表

1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

ア 当初出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
令和6年 1月15日(月)	10:00	令和6年1月12日(金) 正午までの出願状況	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校各校(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

イ 最終出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
令和6年 1月23日(火)	10:00	令和6年1月19日(金) 正午までの出願状況	知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校各校(掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課(発表)

6 出願先及び受検会場

出願先及び受検会場は、次のとおりとする。

(1) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道札幌視覚支援学校	〒064-8629 札幌市中央区南14条西12丁目1番1号 TEL 011-561-7107

(2) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道高等聾学校	〒047-0261 小樽市銭函1丁目5番1号 TEL 0134-62-2624 FAX 0134-62-2663

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道夕張高等養護学校	〒068-0424 夕張市千代田7番地1 TEL 0123 - 56 - 5530
北海道美唄養護学校	〒072-0811 美唄市東7条南3丁目1番1号 TEL 0126 - 62 - 6511
北海道南幌養護学校	〒069-0232 空知郡南幌町緑町5丁目1番1号 TEL 011 - 378 - 2313
北海道雨竜高等養護学校	〒078-2600 雨竜郡雨竜町字尾白利加92番地21 TEL 0125 - 78 - 3101
北海道札幌養護学校 白桜高等学園	〒003-0876 札幌市白石区東米里2062番地10 TEL 011 - 879 - 2530
北海道札幌養護学校 共栄分校	〒061-1112 北広島市共栄274番地1 TEL 011 - 373 - 6859

北海道星置養護学校 ほししみ高等学園	〒006-0860	札幌市手稲区手稲山口740番地1 TEL 011 - 681 - 6500
北海道札幌高等養護学校	〒006-0829	札幌市手稲区手稲前田485番地3 TEL 011 - 685 - 7744
北海道札幌稲穂高等支援学校	〒006-0034	札幌市手稲区稲穂4条7丁目12番1号 TEL 011 - 695 - 6922
北海道札幌伏見支援学校	〒064-8514	札幌市中央区伏見4丁目4番21号 TEL 011 - 520 - 5003
北海道札幌伏見支援学校 もなみ学園分校	〒005-0850	札幌市南区石山東3丁目4番1号 TEL 011 - 591 - 8811
北海道札幌あいの里高等支援学校	〒002-8074	札幌市北区あいの里4条7丁目1番1号 TEL 011 - 770 - 5511
北海道千歳高等支援学校	〒066-0045	千歳市真々地2丁目3番1号 TEL 0123 - 23 - 6681
北海道白樺高等養護学校	〒061-1264	北広島市輪厚621番地1 TEL 011 - 376 - 2353
北海道新篠津高等養護学校	〒068-1115	石狩郡新篠津村第45線北13番地 TEL 0126 - 58 - 3280
北海道小樽高等支援学校	〒047-0261	小樽市銭函1丁目10番1号 TEL 0134 - 61 - 3400
北海道余市養護学校	〒046-0023	余市郡余市町梅川町377番地3 TEL 0135 - 23 - 7831
北海道余市養護学校 しりべし学園分校	〒048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内564番地 TEL 0136 - 72 - 3903
北海道室蘭養護学校	〒050-0061	室蘭市八丁平3丁目7番27号 TEL 0143 - 45 - 8270
北海道伊達高等養護学校	〒052-0012	伊達市松ヶ枝町105番地13 TEL 0142 - 25 - 5115
北海道平取養護学校	〒055-0107	沙流郡平取町本町112番地7 TEL 01457 - 2 - 3178
北海道平取養護学校 静内ハテカリの園分校	〒056-0023	日高郡新ひだか町静内ときわ町1丁目1番35号 TEL 0146 - 43 - 2918
北海道函館高等支援学校	〒041-0802	函館市石川町181番地8 TEL 0138 - 34 - 2110
北海道北斗高等支援学校	〒049-0156	北斗市中野通3丁目6番1号 TEL 0138 - 74 - 3431
北海道七飯養護学校	〒041-1112	亀田郡七飯町鳴川5丁目21番1号 TEL 0138 - 65 - 7004
北海道七飯養護学校 おしま学園分校	〒049-0282	北斗市当別697番地55 TEL 0138 - 75 - 2717
北海道今金高等養護学校	〒049-4304	瀬棚郡今金町字今金454番地1 TEL 0137 - 82 - 3121
北海道旭川高等支援学校	〒070-0055	旭川市5条西5丁目 TEL 0166 - 29 - 5575
北海道鷹栖養護学校	〒071-1233	上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号 TEL 0166 - 87 - 2279
北海道東川養護学校	〒071-1414	上川郡東川町新栄南1丁目2番5号 TEL 0166 - 82 - 4586
北海道美深高等養護学校	〒098-2252	中川郡美深町字西町25番地 TEL 01656 - 2 - 2155
北海道美深高等養護学校 あいべつ校	〒078-1403	上川郡愛別町字南町27番地 TEL 01658 - 6 - 5811
北海道小平高等養護学校	〒078-3442	留萌郡小平町字鬼鹿田代577番地2 TEL 0164 - 57 - 1203

北海道稚内養護学校	〒098-6642	稚内市声間5丁目23番7号 TEL 0162 - 26 - 2292
北海道北見支援学校	〒090-0807	北見市川東229番1 TEL 0157 - 61 - 0071
北海道紋別養護学校	〒094-0021	紋別市大山町3丁目14番地 TEL 0158 - 23 - 9275
北海道紋別養護学校 ひまわり学園分校	〒099-0622	紋別郡遠軽町生田原安国302番地2 TEL 0158 - 46 - 2171
北海道紋別高等養護学校	〒099-5172	紋別市渚滑町元新1丁目152番地1 TEL 0158 - 24 - 1120
北海道帯広養護学校	〒080-2475	帯広市西25条南2丁目7番地3 TEL 0155 - 37 - 6773
北海道新得高等支援学校	〒081-0032	上川郡新得町西2条南7丁目2番地 TEL 0156 - 64 - 2020
北海道中札内高等養護学校	〒089-1345	河西郡中札内村東5条南1丁目8番地 TEL 0155 - 68 - 3266
北海道中札内高等養護学校 幕別分校	〒089-0615	中川郡幕別町南町81番地1 TEL 0155 - 55 - 2121
北海道釧路養護学校	〒085-0054	釧路市暁町11番1号 TEL 0154 - 24 - 7827
北海道釧路鶴野支援学校	〒084-0924	釧路市鶴野58番92 TEL 0154 - 57 - 9011
北海道中標津支援学校	〒086-1053	標津郡中標津町東13条北7丁目15番地2 TEL 0153 - 72 - 6700

(4) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道岩見沢高等養護学校	〒068-0014 岩見沢市東町2条8丁目960番地3 TEL 0126 - 23 - 5055
北海道真駒内養護学校	〒005-0011 札幌市南区真駒内東町2丁目2番1号 TEL 011 - 581 - 1782
北海道手稲養護学校	〒006-0033 札幌市手稲区稲穂3条7丁目6番1号 TEL 011 - 682 - 1722
北海道拓北養護学校	〒002-8091 札幌市北区南あいの里3丁目1番10号 TEL 011 - 775 - 2453
北海道函館養護学校	〒042-0916 函館市旭岡町2番地 TEL 0138 - 50 - 3311
北海道旭川養護学校	〒071-8142 旭川市春光台2条1丁目1番8号 TEL 0166 - 51 - 6507
北海道網走養護学校	〒099-2421 網走市字呼人149番地2 TEL 0152 - 48 - 2137

(5) 病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学 校 名	所 在 地 ・ 電 話 番 号
北海道手稲養護学校	〒006-0033 札幌市手稲区稲穂3条7丁目6番1号 TEL 011 - 682 - 1722
北海道手稲養護学校 三角山分校	〒063-0005 札幌市西区山の手5条8丁目1番38号 TEL 011 - 633 - 3020

7 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査及び合格発表の期日等は、次のとおりとする。

なお、出願先の校長は、合格者の受検番号を6に掲げる受検会場に掲示するとともに、本人に通知する。

選 考 検 査 の 期 日	合 格 発 表 の 期 日 及 び 時 間
令和6年1月26日（金）	令和6年2月14日（水） 午前10時

8 入学者の選考方法

出願先の校長は、次の選考検査の結果及び個人調査書を総合的に評価し、選考する。

- (1) 1の(1)のアに掲げる視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ア 障害状況調査
 - イ 面接
- (2) 1の(1)のイ、エ又はオに掲げる聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ア 学力検査（国語、数学その他出願先の校長の定める教科について行う。ただし、北海道真駒内養護学校、北海道手稲養護学校、北海道拓北養護学校、北海道函館養護学校、北海道旭川養護学校及び北海道網走養護学校にあっては、他の検査によることができる。）
 - イ 障害状況調査
 - ウ 面接
- (3) 1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
- ア 学習状況検査
 - イ 面接
- (4) その他
普通科（訪問教育学級）に出願する者にあつては、(1)、(2)及び(3)の定めによらず、他の検査によることができる。

9 第2次募集

- (1) 合格者の数が募集人員に達しないときは、第2次募集を行う。
- (2) 募集人員の発表の期日等は、次のとおりとする。

期 日	時 間	発 表 内 容
令和6年2月16日(金)	10:00	6に掲げる受検会場（掲示） 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課（発表）

- (3) 出願資格
2の出願資格と同様とする。ただし、当初の入学募集において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示のあった者を含む。）の出願は認めない。
- (4) 出願できる特別支援学校
(2)により募集人員を発表した学校
- (5) 出願手続
3に定めるところによる。
- (6) 出願の受付期間
令和6年（2024年）2月16日（金）から同月29日（木）正午までとする。ただし、1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校への出願の受付期間は、令和6年（2024年）2月16日（金）から同月22日（木）正午までとする。
- (7) 出願変更
1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校へ出願した者は、出願先を変更することができる。
- ア 出願変更の受付期間
令和6年（2024年）2月26日（月）から同月29日（木）正午までとする。
 - イ 出願変更の手続
5の(2)に定めるところによる。
 - ウ 出願変更における学科又は学級の志望
5の(3)に定めるところによる。
 - エ 出願状況の発表
1の(1)のウに掲げる知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における出願状況の発表の期日等は、次のとおりとする。

(ア) 当初出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
令和6年 2月26日(月)	10:00	令和6年2月22日(木) 正午までの出願状況	知的障害者である生徒に対する 教育を行う特別支援学校各校 (掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援 教育課（発表）

(イ) 最終出願の状況

期 日	時 間	発 表 内 容	場 所
令和6年 3月1日(金)	10:00	令和6年2月29日(木) 正午までの出願状況	知的障害者である生徒に対する 教育を行う特別支援学校各校 (掲示) 北海道教育庁学校教育局特別支援 教育課(発表)

(8) 受検会場

第2次募集を行う学校とする。

(9) 選考検査及び合格発表の期日等

選考検査の期日は、第2次募集を行う学校の校長が、これを定める。

また、合格者の発表は、7に定める方法により、次の期日等に行うものとする。

合格発表の期日及び時間	令和6年3月11日(月) 午前10時
-------------	--------------------

(10) 入学者の選考方法

8に定めるところによる。

(11) その他

第2次募集の合格発表後、合格者の数が募集人員に達しない学校において、入学希望者(第2次募集において合格とならなかった者のうち、同一障害種の学校を希望する者に限る。)がある場合は、当該学校の校長は、令和6年(2024年)3月19日(火)までの間に選考の上、入学させることができる。

10 道外からの出願手続

(1) 出願できる場合

保護者の住所が道外に在する場合で、令和6年(2024年)4月7日(日)までに道内に住居を移転することが確実なときとする。

(2) 出願手続

3に定めるところによるほか、併せて、出願事情を説明した書類を提出するものとする。

(3) 出願の受付期間

4に定めるところによる。

なお、第2次募集にあつては、9の(6)に定めるところによる。

11 その他

(1) 3の(1)のウの「出願先の校長が必要と認めるもの」、3の(2)の「出願先の校長の定める個人調査書」、8の(2)のアの「その他出願先の校長の定める教科」、8の(2)のア及び(4)の「他の検査」など詳細については、令和5年(2023年)12月4日(月)までに当該特別支援学校のウェブページに掲載する。

(2) 寄宿舎を設置する特別支援学校の入学者のうち、通学が困難な者は、寄宿舎に入舎することができる。